

食物アレルギーの対応について

吉岡町第二保育園では、園児一人ひとりの心と体の健やかな成長を目指しており、食物アレルギーに対しても子どもが安全に保育園生活を送るという観点から、対象食材の「完全除去」をしています。

対応の流れ

1. 保護者による「アレルギー疾患調査票」の記入。
園生活で特別な管理が必要な方には「生活管理指導表」が渡される。
2. 医師の診断、指示に基づいて対応を行うため「生活管理指導表」が渡されたら、
専門医を受診し、医師に記入をしてもらい園に提出する。

※原則6ヵ月ごとに「生活管理指導表」の提出をお願いします(3月と9月の献立表と一緒に配布)

◦アレルギー食については、十分に配慮しておりますが、万が一の誤食に備え、医師から薬が処方されている場合は同じものを預からせていただきます。

◦アレルギー対応はメインとなる食材については、代わりの食材に変更(玉子焼き→魚料理)メニューに影響の少ない食材については、除去(スパゲティにかける粉チーズを抜く)の2つの方法で行います。前月末にお配りする献立表にマーカーを引いて、対応するメニューをお知らせしますのでご確認ください。

◦入園前に「食物アレルギー対策のために事前に食べていただきたい食材」の一覧をお渡ししますので、対象のアレルギー以外の食材は、事前に家庭で複数回食べてアレルギー反応が出ないか確認してください。

3. 食物アレルギーが改善し、医師の指導のもと、食べても症状が完全に出ないことを確認してから園でも除去解除になります。「除去解除申請書」をお渡ししますので、保護者の方に記入、捺印をしていただき、提出後に除去解除となります。

ご不明な点は、栄養士までお問い合わせください。ご協力よろしくお願いたします。